

平成 21 年度第 8 回理事会次第

日 時 平成 22 年 3 月 14 日 (日) 10:00

会 場 千葉県社会福祉センター4 階会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3・会長挨拶

4. 議 題

(1) 報告事項に対する質疑

(2) 議事(案)

1. 公益法人事業仕分けへの対応について
2. 千葉県高齢者虐待対応専門職チームの契約について
3. 平成 22 年度第 1 回総会議案について

(3) その他

5. 閉会

総務委員会 議事概要

開催日時: 平成22年2月9日(火) 19:30~21:00

開催場所: 千葉県社会福祉センター 4F会議室

出席者:(敬称略、50音順)

- 企画部会: 岡本、小倉、櫻井、目黒
- 広報部会: 神山、松本、森、山口(利)
- 総務委員会: 五十嵐、鈴木

1. 開催主旨

広報紙『点と線』第70号(平成21年9月発行)にて募集した「広報活動活性化事業案」の一次審査を行い、今後応募された案についての対応を検討する。

2. 一次審査事前採点結果(採点者9名、平均値算出、120点満点)

①	「市民公開講座＆相談会の実施」	52.24点
②	「『いのちの電話』との協力関係を築く」	47.98点
③	「生活しづらさ相談」	62.90点
④	「活動事業内部連携・外部対応システム」	77.44点
⑤	「災害福祉部会の新設」	76.06点
⑥	「自殺防止相談部会の新設」	70.57点
⑦	「独立型社会福祉士ネットワークの新設」	68.50点

3. 審査方針

会員提案型事業案の募集は今回初めてであるが、7件の応募があったことについて、会員からの会への要望・期待が潜在的にあることの表れの一つとして捉えることができる。

ただ審査をして、採用された案を事業化していくのみではなく、それぞれ応募された案について委員会としての評価及び今後当該提案の発展につながる意見として回答することとする。また、採用されたものについては必要に応じてしかるべき期間をかけて結果を出すことと、その経緯を発表することとしたい。残念ながら、採用に至らなかつた案についても、提案者が継続して活動していくものであれば、その進捗状況や活動の結果等について発表する場を提供することとしたい。発表の場としては『点と線』紙面を想定している。

4. 応募案への評価(丸数字は2. の表に対応)

①	市民への講座及び相談会は意義があるが、研修部会もしくは地域集会にて開催を検討
②	関係の構築は検討の余地はあるが、会員の派遣等は非現実的か。『点と線』にて活動紹介を求める打診。
③	市役所・社協の本来業務であるため実施は困難。地域に出て行く手段の具体化に向け、相談事業部会につなげる。
④	一次審査での評価で最高得点。ただし、応募の文面のみでは内容の詳細が分かりづらいため、提案者との面接を開催する。
⑤	実際の大震災等の場面にも見られるように、社会福祉士の存在意義という点から必要な視点である。具体的な活動内容や運営について、提案者との面接を行う。

⑥	社会問題としての自殺に対して、会として問題意識を持って取り組むことは大切と思われるが、具体的な内容について詳細を提案者に確認する。
⑦	既に自主的な活動として動き始めている。これまでの進捗状況について『点と線』紙上で発表してもらうこととする。自主活動奨励費申請に該当するか検討する。

5. 審査結果の通知

上記の審査結果を元に、各提案者に対してそれぞれ通知を行うこととする。また、④及び⑤(⑥の提案者と同じ)の提案者に対し、結果を通知するとともに総務委員会との面接を設定する。各提案者への通知及び面接は年度内に行うこととする。

※ 平成22年3月1日、各提案者に通知済み。④及び⑤の提案者との面接の日程は未定だが、3月中に設定する予定。

企画部会資料

三団体合同研修 報告

2月28日(日) 13:30~17:00 千葉県文化会館 第1・2会議室

出席者(敬称略、50音順)

講師:社会福祉士会 山崎会長

参加部会員:岡本、小倉、桜井、高橋、鈴木

◎ 参加者:

千葉県医療社会事業協会	12名
千葉県精神保健福祉士(PSW)協会	29名
千葉県社会福祉士会	28名
合計	69名

◎ 収支

内容	収入	支出
参加費 500円×69名	34, 500円	
会場費		10, 060円
模造紙・ポストイット・サインペン		2, 310円
講師交通費		1, 380円
計	34, 500円	13, 750円

収支計 20, 750円

※ 今後、三団体で協議し収益については分配割合を決定する予定。

◎ その他

- ・ アンケートは現在集計中
- ・ 研修の最後に、今後の三団体協議会の活動の内、研修やイベントを企画運営するワーキングチームへの参加者募集を行った。

広報部会 資料

広報部会としての会議開催はありませんでした。

◎ 『点と線』第 72 号について

- ・ 平成 22 年 3 月 23 日発送の予定。
- ・ 発送作業は柏・我孫子・野田・流山地区が担当。

地域包括支援センター部会報告事項

報告事項

①1月 28 日の話し合いについて

千葉県庁にて契約書の等の文書についての検討を行った。

②高齢者虐待防止対策研修について

地域包括支援センター向け研修

1月 27 日 千葉県庁中庁舎 10 階にて 103 人受講。

行政向け研修

2月 25 日 千葉県教育会館 303 会議室にて 49 名受講。

議案

高齢者虐待対応専門職チームの契約書及びその他帳票について

県より添付の通り契約書の案が届いていますので、契約してよろしいかご審議いただきたい。またその他帳票の確認もお願いします。

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業
- 2 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日
- 3 業務委託料
- ①個別ケース会議への出席及び訪問を受けることによる支援
支援に要する時間30分当たり2,500円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、支援場所への往復に要する時間を除く。
相談時間の上限は2時間とする。
なお、出張を伴う場合は、公共交通機関換算の交通費相当分を加算する。
さらに、支援場所への往復に要する時間が3時間を超える場合には、
5,000円（消費税及び地方消費税を含む）を加算する。
- ②電話による支援 1件当たり2,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ③報告会における報告 1回当たり2,500円（消費税及び地方消費税を含む）
「消費税及び地方消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託代金に105分の5を乗じて得た額である。

上記の委託業務について委託者 千葉県（以下「甲」という。）と受託者 千葉県社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 月 日

委託者	住 所	千葉市中央区市場町1番1号
	氏 名	千葉県 千葉県知事 鈴木 栄治
受託者	住 所	千葉市中央区千葉港4番3号
	氏 名	千葉県社会福祉士会 会長 山崎 泰介

別添

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）を通して頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第3条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

第4条 甲又は乙が、やむを得ない事由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出て、甲乙協議するものとする。

(契約の解除)

第5条 甲又は乙が、やむを得ない事由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出て、甲乙協議するものとする。

2 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、次のいずれかに該当したときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
 - (2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙がその責に帰すべき事由により、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(審 査)

第7条 乙は、支援終了後1ヶ月以内に、業務報告書（別記様式1）を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する業務報告書を受理したときは、その日から10日以内にその内容を審査しなければならない。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による審査に合格したときは、甲に対して別記様式2により、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙又は乙が派遣した社会福祉士は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙又は乙が派遣した社会福祉士は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補 則)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

仕 様 書

1 委託業務

「千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する「2. 支援業務」において、市町村及び地域包括支援センター(以下、市町村等といふ。)から支援の要請があった場合、千葉県社会福祉士会の指定する社会福祉士は、千葉県弁護士会の指定する弁護士と連携し市町村等への支援を実施する。

2 実施体制

- (1) 千葉県社会福祉士会は、本委託業務に従事する社会福祉士を指定又は指定を取り消したときは、千葉県に書面をもって報告するものとする。
- (2) 支援実施に係る手続きは、実施要領「4. 実施に係る手続き」のとおりとする。

①連絡票による連絡調整

市町村等からの支援要請からチームによる支援実施までの事務局と千葉県社会福祉士会との連絡調整は、別紙1及び別紙2により行う。

②支援終了後の業務報告

業務報告は、別記様式1を事務局に提出することにより行う。

3 報告会における報告

支援を行った者は、県の主催する報告会において、必要に応じて報告を行うものとする。

4 その他

「実施要領」を遵守するとともに、その他業務上の疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙で協議して決定するものとし、細部については、甲の指示に従うものとする。

別記様式 1

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

所在地
団体名
代表者名

印

千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業に係る業務報告書
このことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

《関係書類》

- 1 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業に係る実績報告書（写）
(添付報告書内訳)

No.	事例整理番号
	—
	—
	—

備考

別記様式2

請　求　書

平成　年　月　日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

所在地
団体名
代表者名

印

のことについて、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 委託業務名 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業

請求額内訳

No.	事例 整理番号	支援実施日	支援方法	支援時間 (支援場所への 往復に要した 時間を除く)	支援業務 に係る 費用 (消費税及び 地方消費税を 含む)	旅費 (消費税及び 地方消費税を 含む)	合計額 (消費税及び 地方消費税を 含む)
	支援者	支援実施 場　所		往復に 要した時間 (3時間超 のみ記載)			
	—			分			
				分			
	—			分			
				分			
	—			分			
				分			

《振込先》

金融機関名

口座種別及び番号

口座名

千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業（連絡票1）**①支援要請の送付** （事務局⇒千葉県弁護士会・千葉県社会福祉士会）

平成 年 月 日

千葉県弁護士会 高齢者虐待対応支援チームご担当者 様

千葉県社会福祉士会 高齢者虐待対応支援チームご担当者 様

別紙のとおり支援要請がありましたので、送付します。

千葉県弁護士会 (_____ 弁護士に、 月 日送付)
 千葉県社会福祉士会 (_____ 社会福祉士に、 月 日送付)
 ※別記様式1-1添付 (有 · 無)

※以下は、相談支援の場合に使用

②支援者連絡 （事務局⇒両会支援者）

両会の支援者をご連絡します。

千葉県 弁護士会	千葉県弁護士会 氏名 () 連絡先：TEL () (勤務先・自宅) FAX () (勤務先・自宅) E-mail () (勤務先・自宅)
	【特記事項】
千葉県 社会福祉士会	千葉県社会福祉士会 氏名 () 連絡先：TEL () (勤務先・自宅) FAX () (勤務先・自宅) E-mail () (勤務先・自宅)
	【特記事項】

③対応方法の連絡 （両会支援者⇒事務局）

チーム支援要請に下記のとおり対応します。

支援をします。支援者： (弁護士：) (社会福祉士：)
※チーム支援者主任に◎

1. 個別ケース会議への参加による相談

希望日時：□市町村の第1・第2・第3希望 □その他の日時で調整願います。

2. 市町村等担当者が来所することによる相談（希望日時は以下のとおり）

第1 (/ AM・PM)・第2 (/ AM・PM)・第3 (/ AM・PM)

希望場所 ()

3. 電話による相談

□ 相談対応者から電話します。

□ かけて欲しい日あるいは時間帯 ()

今回は支援しません。

(理由)

【事務局】千葉県高齢者福祉課在宅推進室 行
FAX: 043-227-0050 TEL: 047-223-2237

千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業（連絡票2）〈相談用：追加情報〉

【支援者→事務局】

下記の情報について、収集してください。

【事務局→支援者】

上記の追加の情報収集依頼について、下記のとおり報告します。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他不正行為に係る解除）

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関する、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 66 条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前 2 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第 1 項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第3条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前 2 項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であつた者又は構成員であつた者についても、同様とする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事務従事者への周知)

第5 乙は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、乙は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(調査、指示等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について随時調査し、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護の上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等必要な事項を公表することができる。

千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業

高齢者虐待に係る困難事例等に対し、弁護士と社会福祉士等からなる専門職がチームになって支援いたします。

1 概要

高齢者虐待防止法の施行により、高齢者虐待防止、高齢者虐待を受けた高齢者の適切な保護及び養護者に対する支援について、第一義的に責任を持つ役割を担うことが求められている市町村を支援するため、弁護士・社会福祉士を中心とした専門職による支援体制を構築し、県内市町村において、高齢者虐待防止及び高齢者虐待に対する的確な対応が図られるよう支援していきます。

2 支援の要請ができる機関

県内市町村高齢者虐待防止主管課及び県内地域包括支援センター

3 支援業務

①高齢者虐待に係る困難事例等に関する相談

- 例：・虐待の『事実確認』や『情報収集』に関すること
支援の拒否などにより接近が困難で、高齢者の安全が確認出来ない。
・『やむを得ない措置』に関すること
やむを得ない措置をした後に家族からクレームがある。
・『成年後見制度の利用』に関すること
独居の認知症高齢者等で、成年後見の申し立てなど権利擁護の支援に苦慮している。

基本的に、市町村等で開催される「個別ケース会議」に参加して、助言を行います。

②市町村等が開催する高齢者虐待防止に係る研修会、事例検討会等への講師等派遣

③その他、高齢者虐待防止等に関し、必要と認められる事項

例：虐待防止マニュアル作成時のアドバイス

4 支援体制

(支援者) 千葉県弁護士会所属の弁護士

千葉県社会福祉士会所属の弁護士

その他、必要に応じて他の専門職を要請

(事務局) 千葉県健康福祉部高齢者福祉課

【支援要請の受付】 平日（月曜日～金曜日）9時から17時まで

※連絡先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 在宅福祉推進室

TEL: 043-223-2237 FAX: 043-227-0050

5 支援の実施フロー

